

徳島大学病院における洪水，津波及び高潮発生時の避難確保計画

【徳島大学病院】 令和３年６月策定

【１．目的】

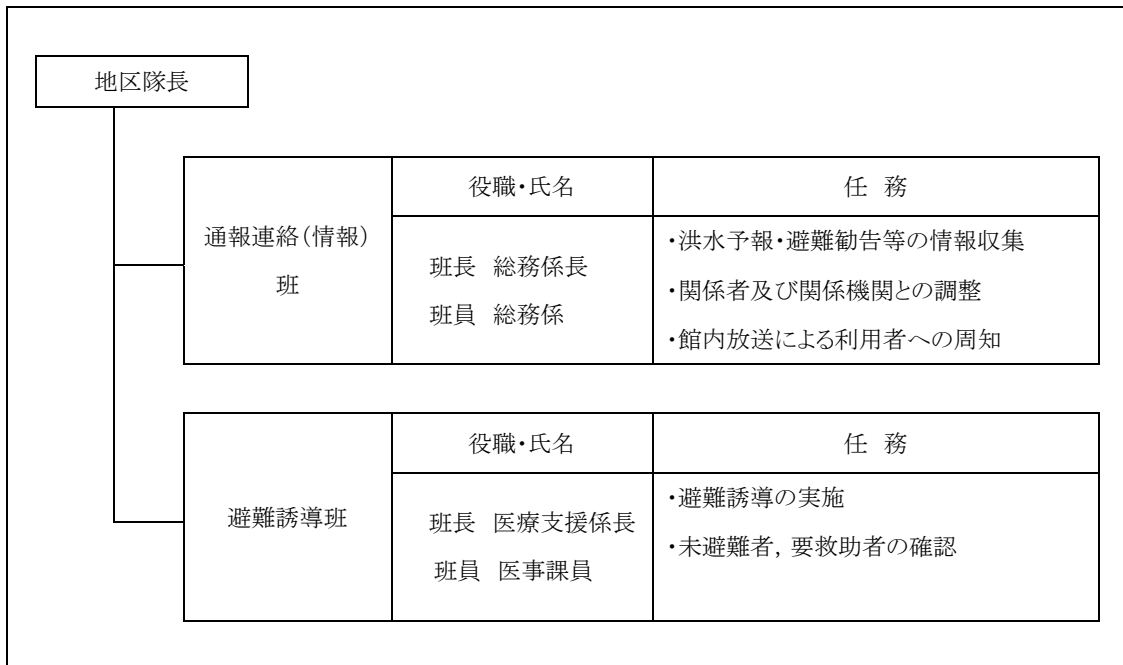
徳島大学病院（以下「病院」という。）における洪水時等の避難確保計画は，水防法（昭和２４年法律第１９３号）及び津波防災地域づくりに関する法律（平成２３年１２月１４日法律第１２３号）第７１条第１項に基づき，施設における洪水，津波及び高潮の水害から施設利用者及び職員等の生命，身体及び財産を保護するため，津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

【２．避難確保計画の適用範囲】

この避難確保計画は，病院職員及び患者等，施設を利用するすべての者（以下「利用者」という。）に適用する。

【３．自衛水防組織と役割分担】

徳島大学病院の自衛水防組織として，総務課長を地区隊長とし，次の任務分担により，組織活動を実施する。



【４．自衛水防組織員の防災教育及び訓練】

自衛水防組織の班員に対しては，新規採用時や異動等の新任時において，防災に係る研修を受けさせるとともに，年１回以上，自衛水防組織を活用した訓練を実施する。

【５．洪水時等の防災体制】

(１) 洪水予報時等においては，次の防災体制をとるものとする。

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意 体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報(吉野川, 鮎喰川氾濫注意情報)発表 ・吉野川, 鮎喰川が氾濫注意水位到達 ・大雨洪水注意報発令	・洪水注意報等の情報収集 ・地区隊長への情報の報告	通報連絡(情報) 班
警戒 体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備情報の発令 ・洪水警報(吉野川, 鮎喰川氾濫警戒情報)発表 ・吉野川・鮎喰川氾濫警戒情報 ・吉野川・鮎喰川が避難判断水位超過 ・大雨洪水警報発令	気象情報等の情報収集	通報連絡(情報) 班
		使用する資器材の準備	通報連絡(情報) 班
		避難に時間を要する人の避難開始(避難準備情報発令時) ※地区隊長の指示後開始	避難誘導班
非常 体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示の発令 ・吉野川・鮎喰川氾濫危険情報発令 ・吉野川・鮎喰川が氾濫危険水位超過情報発令	避難誘導	全職員で対応

(２) 津波予報時等においては，次の防災体制をとるものとする。

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意 体制	緊急地震速報	・津波注意報等の情報収集 ・地区隊長への情報の報告	通報連絡(情報) 班
警戒 体制	以下のいずれかに該当する場合 ・津波注意報発表 ・津波警報発表	津波情報等の情報収集	通報連絡(情報) 班
		使用する資器材の準備	通報連絡(情報) 班
		避難に時間を要する人の避難開始(避難準備情報発令時)	避難誘導班

		※管理権限者の指示後開始	
非常 体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示の発令 ・津波特別警報(大津波警報)発表 ・危険の前兆を確認等	避難誘導	全職員で対応

(3) 高潮予報時等においては、次の防災体制をとるものとする。

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意 体制	高潮注意報発表	・高潮注意報等の情報収集 ・地区隊長への情報の報告	通報連絡(情報) 班
警戒 体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備情報の発令 ・高潮警報発表	気象情報等の情報収集	通報連絡(情報) 班
		使用する資器材の準備	通報連絡(情報) 班
		避難に時間を要する人の避難開始(避難準備情報発令時) ※地区隊長の指示後開始	避難誘導班
非常 体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示の発令 ・暴風警報及び高潮警報発表 ・高潮特別警報発表 ・紀伊水道西沿岸高潮氾濫危険情報発表	避難誘導	全職員で対応

【6. 情報収集及び伝達】

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
洪水・高潮・津波情報	テレビ、ラジオ、インターネット、徳島気象台ホームページ、すだちくんメール、緊急速報メール
避難準備・高齢者等避難開始 避難指示	防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット、緊急速報メール

【7. 情報伝達】

- ・情報の伝達については，通報連絡（情報）班が主として次の事項に定める伝達等を実施する。
- ・情報については，自衛水防団地区隊長に連絡するとともに，施設の緊急連絡網などを活用し，施設内関係者情報共有を行う。

【8. 避難場所】

避難場所については，各階2階以上とする。

【9. 設備等】

情報収集・伝達及び避難誘導に使用する設備等については，次のとおりとする。

なお，これら資器材については，日頃からその維持管理に努める。

活動内容	資器材等
情報収集・伝達	テレビ, ラジオ, PC 等, 携帯電話
避難誘導	名簿(職員, 患者), 公用携帯, 携帯電話, メガホン, その他必要な用具

【10. 雑則】

その他ここに定めのない事項については徳島大学病院災害対策マニュアルの定めによることとする。